

居宅療養管理指導

(共通事項)

西宮市

行政処分事案について

令和6年度、市内の歯科医院に対する、居宅療養管理指導費(介護報酬)の不正請求による指定取消し処分の事案が発生しました。

<不正請求の具体的な内容>

歯科医師による居宅療養管理指導について、サービス提供の実態が無いにも関わらず、サービス提供したこととして介護報酬を不正に請求し、受領した。

介護保険法の規定に基づき医療みなし事業所とされた保険医療機関についても、介護サービスを提供する際には、他の指定介護事業所と同様に、運営基準等を遵守する必要があります。

適正な事業運営のため、以下の資料等を参考に、改めて、運営基準等を遵守したサービス提供及び介護報酬の適切な請求事務について、ご確認いただきますようお願いいたします。

確認項目及び確認文書

介護保険施設等運営指導マニュアル 別添(厚生労働省 令和6年7月改訂)
(<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001281525.pdf>)

運営基準等

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(厚生省令第37号)
(https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=82999404&dataType=0)

指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る
介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(厚生労働省令第35号)
(https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=82aa7859&dataType=0)

指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について(老企第25号)
(https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_38790.html) のページ内参照

報酬告示等

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(厚生省告示第19号)
(https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=82aa0253&dataType=0)

指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(厚生労働省告示第127号)
(https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=82aa7863&dataType=0)

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(老企第36号)
(https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_38790.html) のページ内参照

指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(老計発第0317001号、老振発第0317001号、老老発第0317001号)
(https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_38790.html) のページ内参照

居宅療養管理指導とは

要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士又は管理栄養士が、通院が困難な利用者に対して、その居宅を訪問して、その心身の状況、置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、療養生活の質の向上を図るものでなければならない。

1 居宅療養管理指導費の基本

- ☑ 在宅の利用者であって通院が困難なもの
- ☑ 定期的に訪問して指導等を行った場合の評価

◆ 安易に算定してはならない対象者

- ✗ 継続的な指導等の必要のないもの
- ✗ 通院が可能なもの

例えば……

独歩で家族・介助者等の助けを借りずに通院ができるものなどは、居宅療養管理指導費は算定できない

(やむを得ない事情がある場合を除く。)

2 居宅療養管理指導費の基本

有料老人ホーム等においては共用の空間ではなく利用者の居室を訪問する。

◆ 居宅訪問として認められない場所

- ✖ デイサービス事業所への訪問
- ✖ ショートステイ事業所への訪問

内容及び手続の説明及び同意について

居宅療養管理指導の開始に際しては、利用申込者又は家族に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制等の利用申込者がサービスを選択するために必要な重要事項について文書による説明を行い同意を得る必要がある。

- ①契約書
- ②重要事項説明書
- ③個人情報利用同意書

文書による交付・説明事項(重要事項説明書)

- ☑ 運営規程の概要
- ☑ 従業員の勤務体制
- ☑ 事故発生時の対応
- ☑ 苦情処理の体制、
- ☑ 利用申込者のサービス選択に資すると認められる重要事項について

【運営規程】

- ① 事業の目的及び運営方針
- ② 従業者の職種、員数及び職務の内容
- ③ 営業日及び営業時間
- ④ 指定居宅療養管理指導の種類及び利用料その他の費用の額
- ⑤ 通常の事業の実施地域
- ⑥ 虐待の防止のための措置に関する事項(令和9年3月31日まで努力義務)
- ⑦ その他運営に関する重要事項

【令和6年度介護報酬改定】 経過措置事項の延長について(まとめ)

下記の経過措置事項について期間が延長されています。
(令和9年3月31日まで努力義務)

- 業務継続計画の策定等
- 虐待の防止(虐待防止措置)

【令和6年度介護報酬改定】 業務継続計画の策定等 *経過措置延長

- ① 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する居宅療養管理指導の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない

策定内容

【感染症に係る業務継続計画】

- ・平時からの備え(体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等)
- ・初動対応
- ・感染拡大防止体制の確立(保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等)

【災害に係る業務継続計画】

- ・平常時の対応(建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等)
- ・緊急時の対応(業務継続計画発動基準、対応体制等)
- ・他施設及び地域との連携

② 事業者は従業員に対して業務継続計画の具体的内容を周知。

業務継続計画に基づき、必要な研修(年1回以上及び新規採用時)及び訓練(年1回以上)を実施。

⇒ 業務継続計画の策定、研修・訓練は、他サービス事業者との連携でも可。
全従業員が参加できることが望ましい。

③ 定期的に業務継続計画を見直す。

業務継続計画に記載する内容は以下を参考にすること。

- ・「介護施設・事業所における感染症発生時の業務継続ガイドライン」
- ・「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」



厚生労働省HP:介護施設・事業所における業務継続計画(BCP)作成支援に関する研修

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/douga_00002.html

↑HP内に業務継続計画(BCP)の作成ポイント動画があります。

虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講じなければならない

- ① 虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができる。)を定期的(年1回以上)に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- ② 虐待の防止のための指針を整備する。
- ③ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。
- ④ ①～③を適切に実施するための担当者を置く。

居宅療養管理指導の具体的取扱方針・・身体的拘束等に関する事項の追加

- 居宅療養管理指導の提供に当たっては、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
- 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

「緊急やむを得ない場合」とは、下記の3要件を全て満たしている場合のことを示します。

1. 切迫性

利用者本人または他の利用者の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高い場合

2. 非代替性

身体拘束以外に代替する介護方法がないこと

3. 一時性

身体的が一時的なものであること

【令和6年度介護報酬改定】 身体的拘束等の適正化の推進 新設

身体拘束とは、「高齢者本人の行動の自由を制限」することです。

▼「身体拘束ゼロへの手引き」にあげられている身体拘束の例示(参考)

- ① 徘徊しないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ② 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ③ 自分で降りられないように、ベッドを柵(サイドレール)で囲む。
- ④ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- ⑤ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- ⑥ 車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったたりしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。
- ⑦ 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。
- ⑧ 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣(つなぎ服)を着せる。
- ⑨ 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ⑩ 行動を落ち着かせるために、向精神病薬を過剰に服用させる。
- ⑪ 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

※他にも該当する行為があることに注意が必要です。



重要事項

掲示【第91条（第32条準用）】一部抜粋

居宅療養管理指導事業所は、居宅療養管理指導事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、居宅療養管理指導従業者の勤務体制、その他の利用申込者のサービスに資すると認められる重要事項(以下、重要事項)を掲示しなければならない。

①重要事項を記載した書面を居宅療養管理指導事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に閲覧させることにより掲示に代えることができる。

②原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない(令和7年4月1日以降)。

追加(R6年度改正)

苦情処理

苦情処理【第91条（第36条準用）】一部抜粋

事業者は、提供した指定居宅療養管理指導に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

① 必要な措置とは相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要についても併せて記載するとともに、事業所に掲示し、かつ、ウェブサイトに掲載すること等である。

追加(R6年度改正)

なお、指定居宅療養管理指導事業所が、自ら管理するホームページ等を有さず、ウェブサイトへの掲載が過重な負担となる場合は、これを行わないことができます。

単一建物居住者の人数とは

居宅療養管理指導の利用者が居住する建築物に居住する者のうち、同一月の利用者数のことを示す

①単一建物居住者の人数は、同一月における以下の利用者の人数

- ◆ 養護老人ホーム
- ◆ 軽費老人ホーム
- ◆ 有料老人ホーム
- ◆ サービス付き高齢者向け住宅
- ◆ マンションなどの集合住宅等に入居又は入所している利用者

単一建物居住者の人数について【共通】

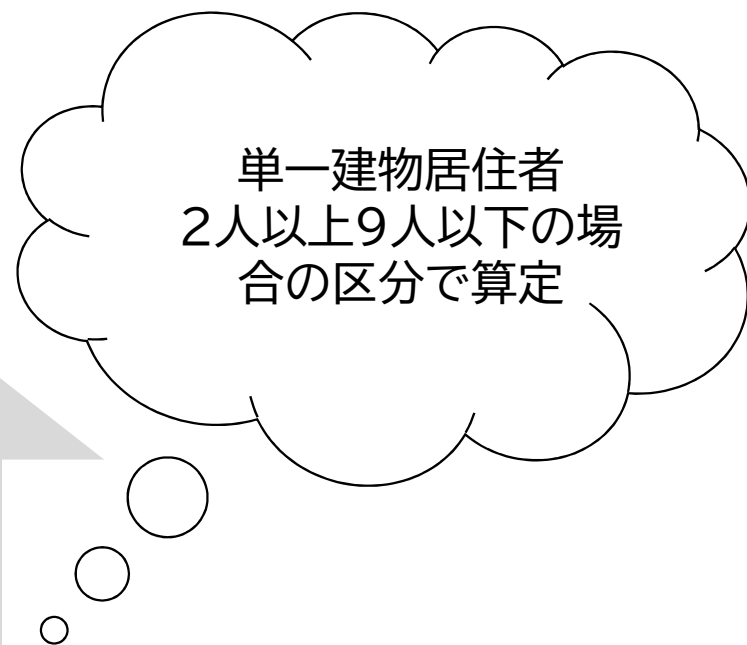
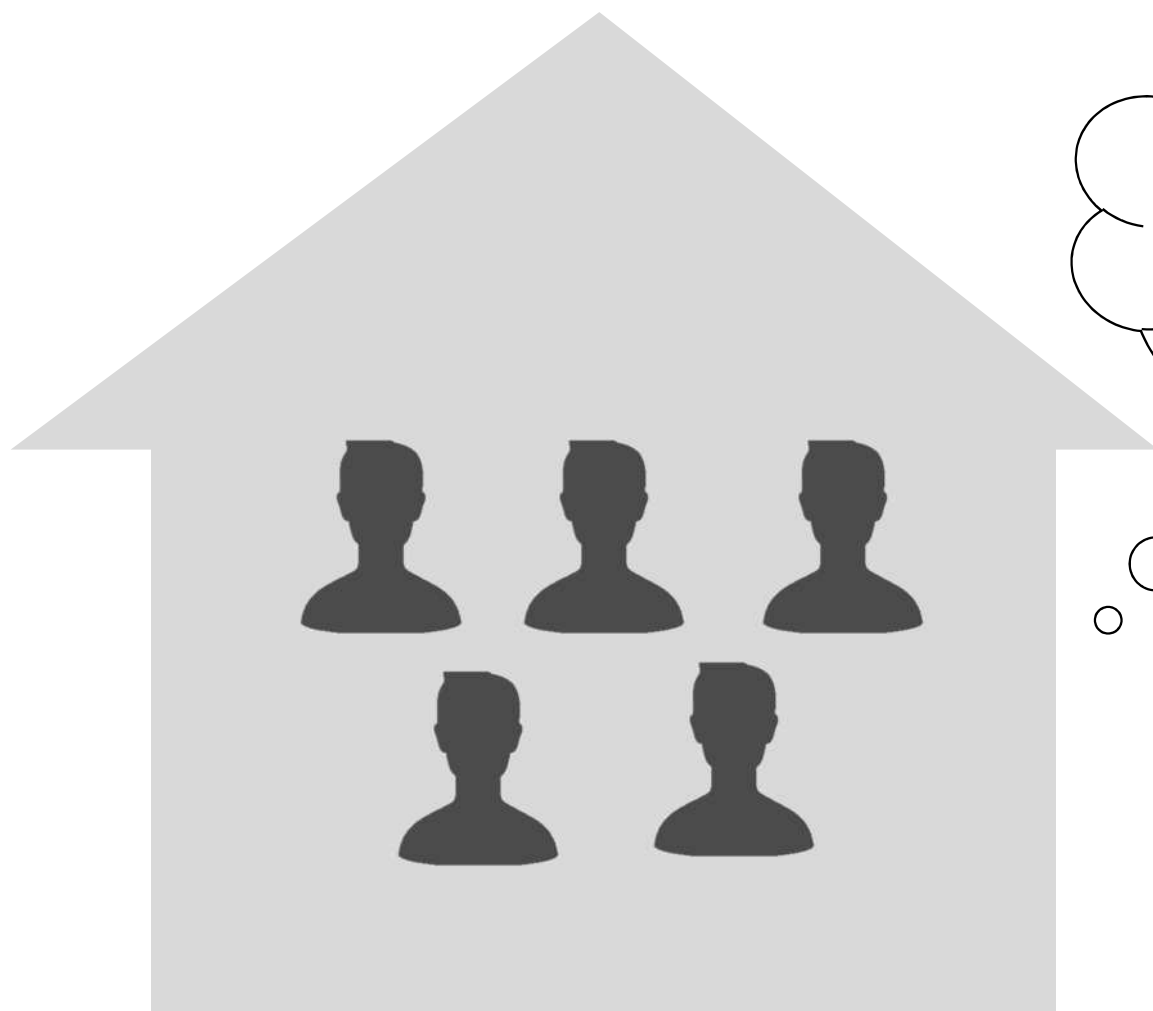
②単一建物居住者の人数は、同一月における以下の利用者の人数

- ◆（介護予防）小規模多機能型居宅介護（宿泊サービスに限る。）
- ◆（介護予防）認知症対応型共同生活介護
- ◆ 複合型サービス（宿泊サービスに限る。）

ただし、ユニット数が3以下の認知症対応型共同生活介護事業所については、それぞれのユニットにおいて、居宅療養管理指導費を算定する人数を、単一建物居住者の人数とみなすことができる。

単一建物居住者の人数について【共通】

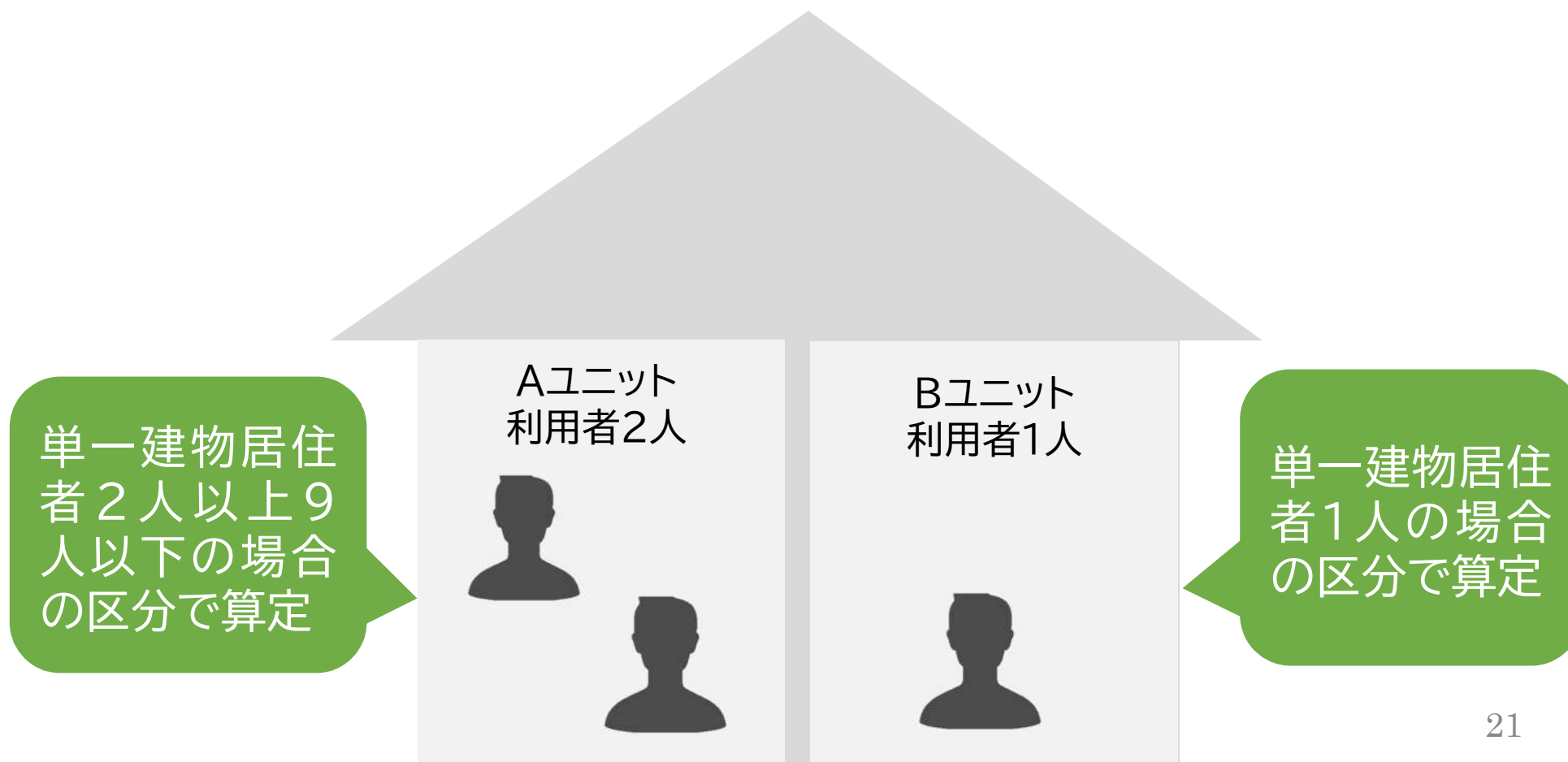
例) 有料老人ホームの入居者で利用者が5人いる場合



単一建物居住者の人数について【共通】

例) ユニット数が3以下の認知症対応型共同生活介護事業所の場合

同じ建物内であっても、1つのユニットを1つの建物とし、それぞれ単一建物居住者として数える。



単一建物居住者の人数について【共通】

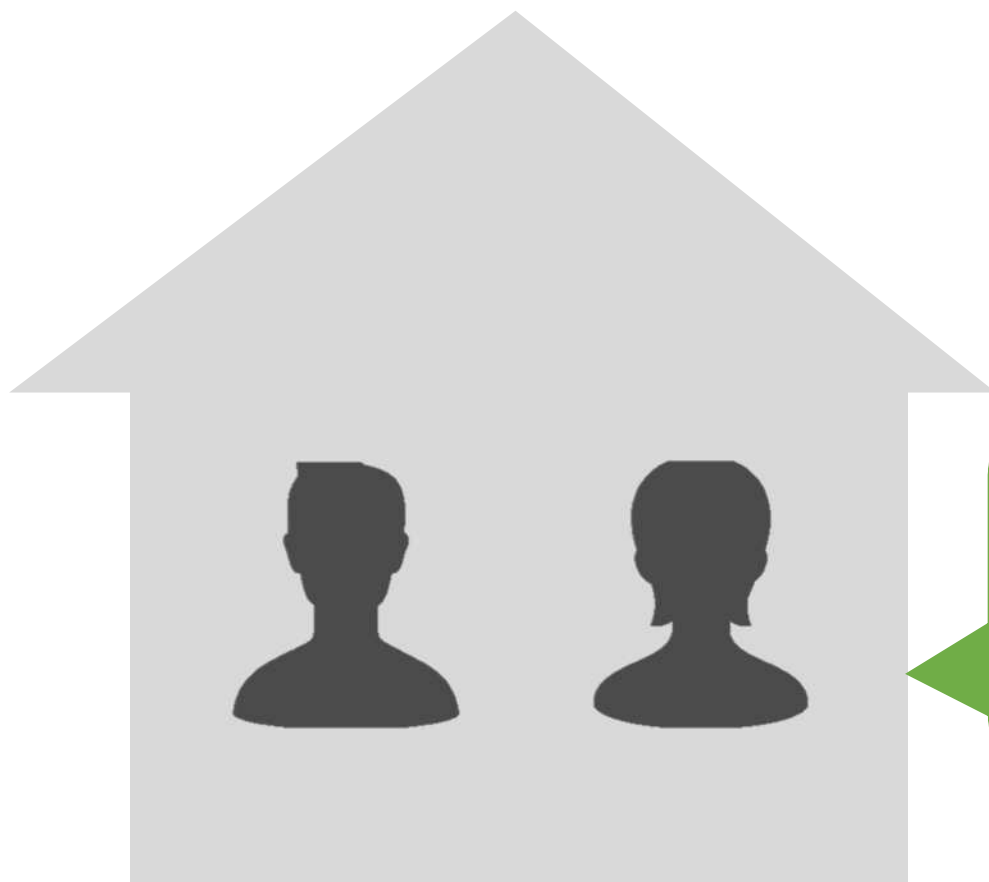
「単一建物居住者1人の場合」を算定する特例

- ① 1つの居宅に居宅療養管理指導費の対象となる同居する同一世帯の利用者が2人以上いる場合
- ② 当該建築物において当該事業所の利用者数が、当該建築物の戸数の10%以下の場合
- ③ 当該建築物の戸数が20戸未満であって当該事業所の利用者が2人以下の場合

「単一建物居住者1名の場合」の特例【共通】

例)戸建て住宅

①1つの居宅に対象となる同居する同一世帯の利用者が2人以上いる場合



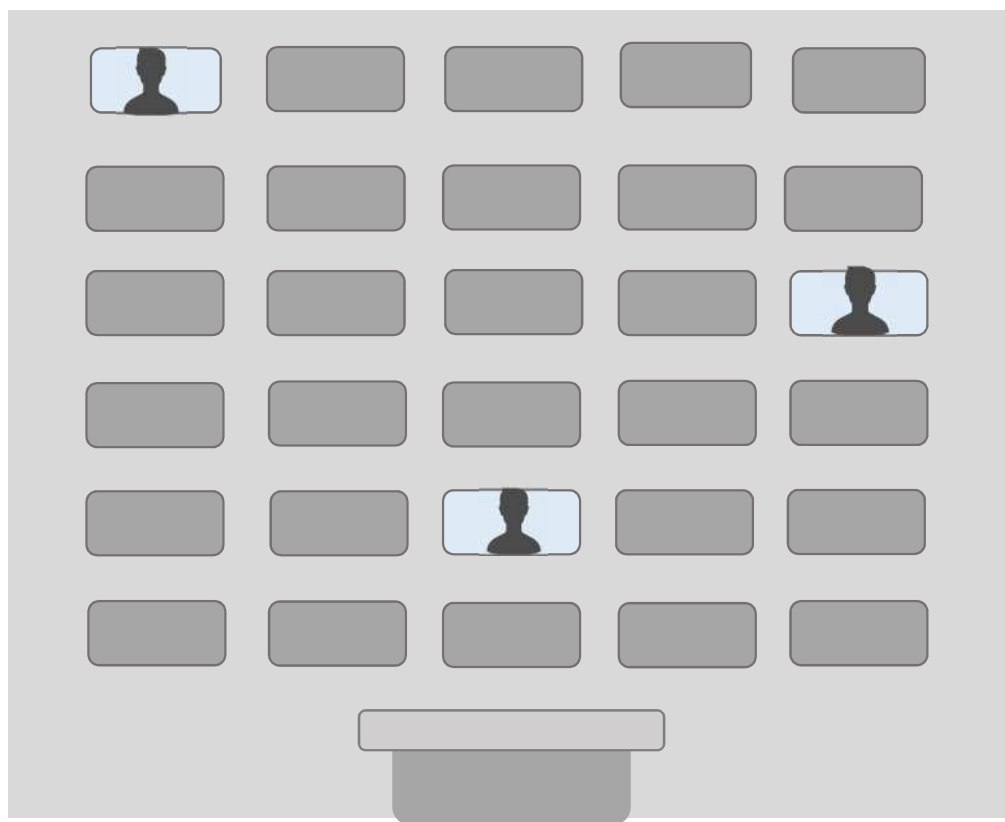
単一建物居住者
1人の場合の区分で算定

「単一建物居住者1名の場合」の特例【共通】

例) マンション 戸数30戸 利用者数3人

$$\text{利用者数3人} \div \text{マンション戸数30戸} \times 100 = 10\%$$

② 当該建築物において当該事業所の利用者数が、当該建築物の戸数の10%以下の場合



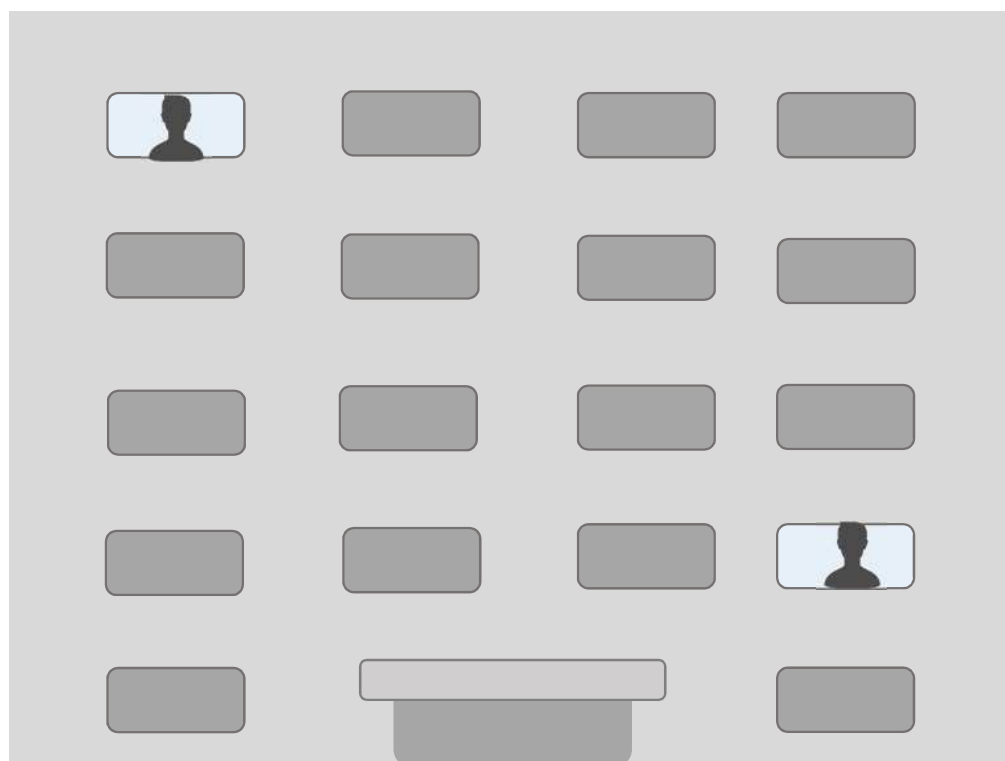
単一建物居住者
1人の場合の区分で
算定



「単一建物居住者1名の場合」の特例【共通】

例) マンション 戸数18戸 利用者数2人

③ 当該建築物の戸数が20戸未満であって当該事業所の利用者数が2人以下の場合



単一建物居住者
1人の場合の区分で
算定

単一建物居住者の人数が月の途中で変更になった場合の算定【共通】

1 【減少】単一建物居住者の人数が変更になった場合の算定

[平成30年度介護報酬改定に関するQ & A Vol.4]

利用者が死亡する等の事情により、月の途中で単一建物居住者の人数が減少する場合は、当月に実施する当初の予定の人数に応じた区分で算定する。

単一建物居住者の人数が月の途中で変更になった場合の算定【共通】

例) 当初10人の利用者だったが、月の途中で1名死亡した場合し、利用者9名となった。

▶ 当初の人数10名以上の区分で算定



単一建物居住者の人数が月の途中で変更になった場合の算定【共通】

2 【増加】単一建物居住者の人数が変更になった場合の算定

[平成30年度介護報酬改定に関するQ&A Vol.4]

利用者が転居してきた等の事情により、月の途中で人数が増加する場合は

- ① 当月に実施する予定の利用者については当初の予定人数に応じた区分で算定する。
- ② 当月に転居してきた等の利用者等については当該転居してきた利用者を含めた、転居時点における全利用者数に応じた区分で算定する。

単一建物居住者の人数が月の途中で変更になった場合の算定【共通】

例) 当初9人の利用者だったが、月の途中で1名転入し、利用者10名となった。

 当初の利用者9名は、2～9人の区分で算定

 転入者1名は、10人以上の区分で算定



単一建物居住者の人数が月の途中で変更になった場合の算定【共通】

3 単一建物居住者の人数が変更になった場合の留意事項

[平成30年度介護報酬改定に関するQ&A Vol.4]

▶転居や死亡等の事由については診療録等に記載すること

単一建物居住者の人数の考え方について①【共通】

[平成30年度介護報酬改定に関するQ&A Vol.4]

① 同一の建築物において、ユニット数が3以下の認知症対応型共同生活介護事業所と集合住宅が併存する場合

 認知症対応型共同生活介護事業所とそれ以外で区別し、居宅療養管理指導費を算定する。

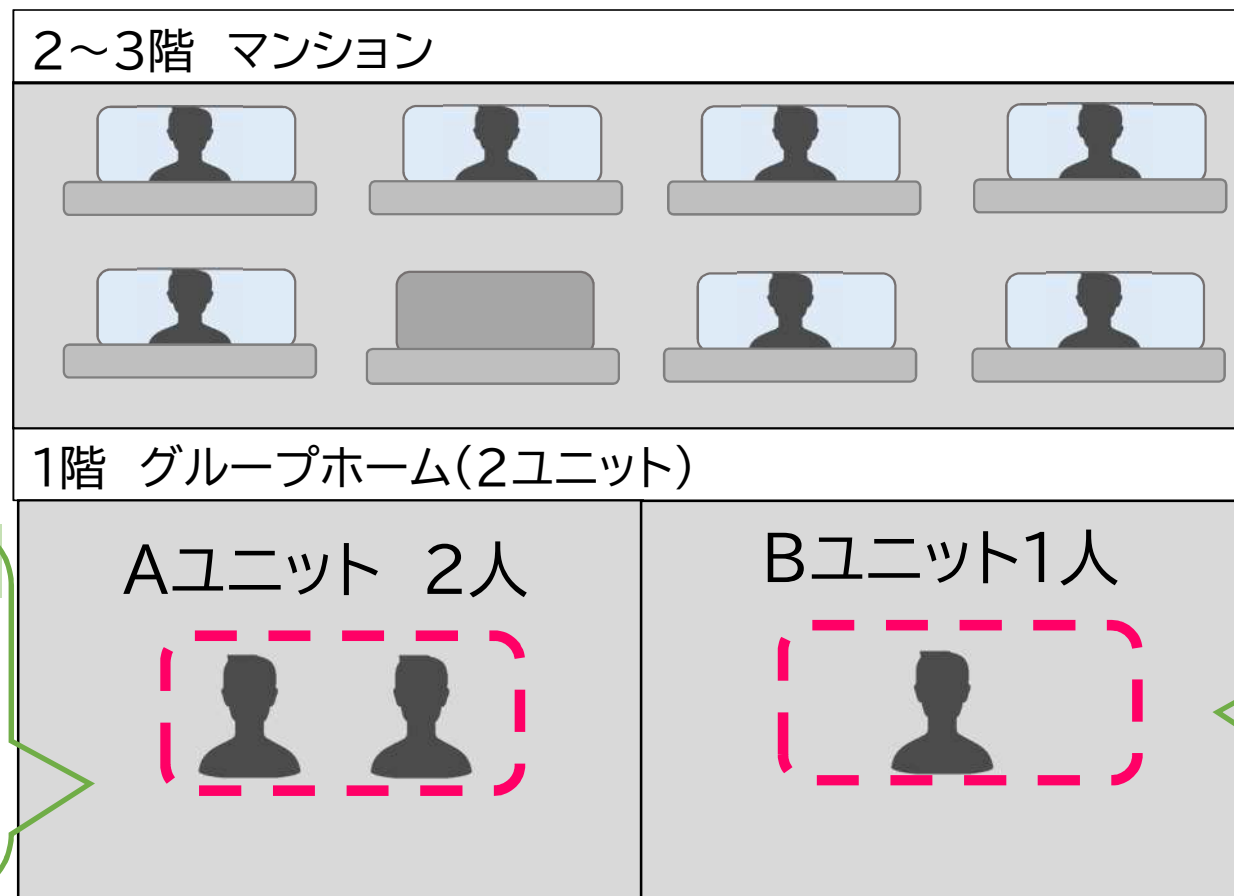
■ 当該建築物のうち認知症対応型共同生活介護事業所

1. それぞれのユニットにおいて、居宅療養管理指導費を算定する人数を、単一建物居住者の人数とみなす。

ただし、1つのユニットで1つの同一世帯の利用者のみに居宅療養管理指導を実施する場合には、利用者ごとに「単一建物居住者が1人の場合」の区分で算定する。

単一建物居住者の人数の考え方について①【共通】

例) 1階が2ユニットのグループホーム……Aユニットは2名の利用者。Bユニットは1名の利用者
2階～3階はマンション



Aユニット:2人

単一建物居住者2人以上9人以下の場合の区分で算定

Bユニット:1人

単一建物居住者1人の場合の区分で算定

単一建物居住者の人数の考え方について①【共通】

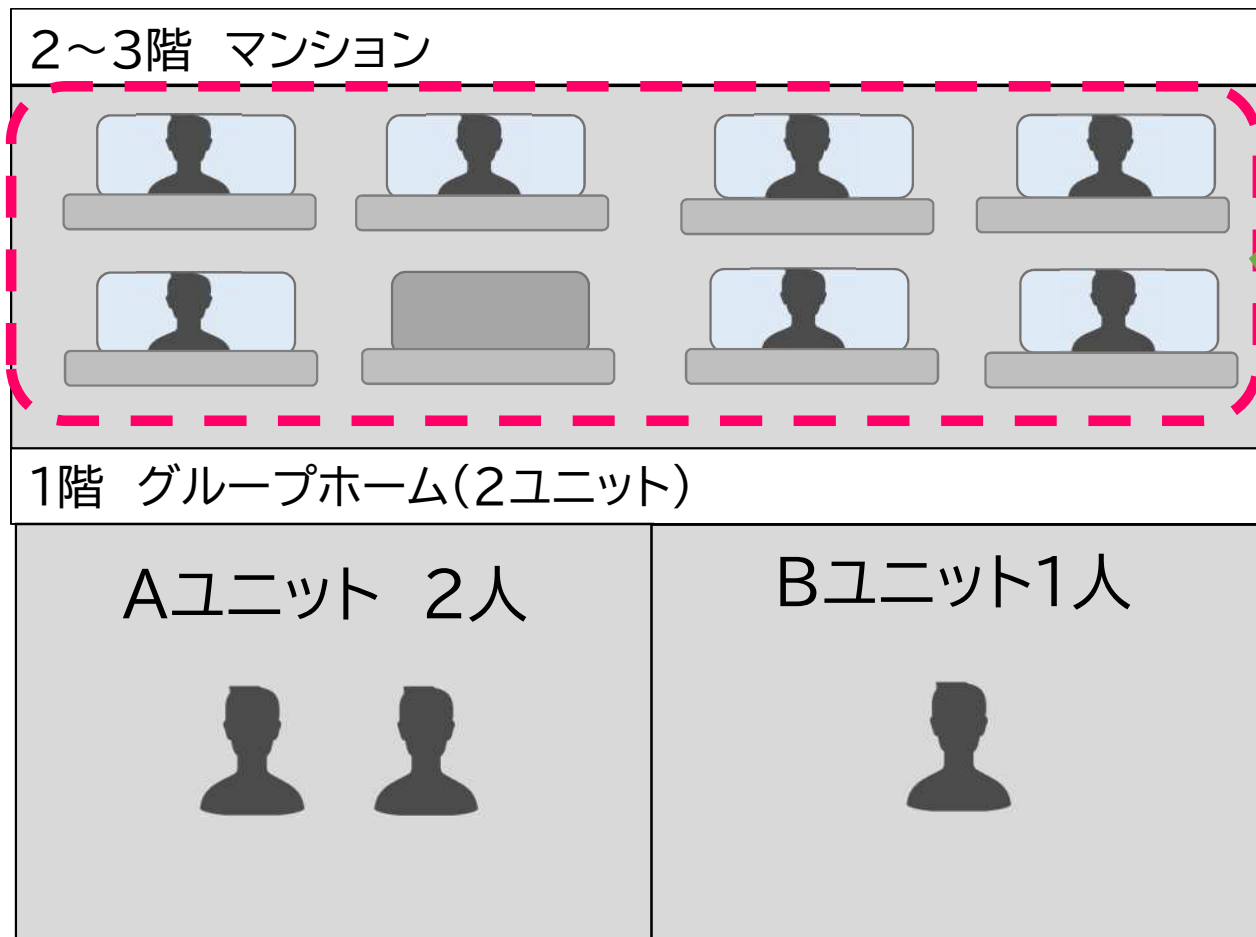
■ 当該建築物のうち認知症対応型共同生活介護事業所以外

1. 認知症対応型共同生活介護事業所で居宅療養管理指導を実施する人数を含め、当該建築物で居宅療養管理指導を実施する人数を単一建物居住者の人数とする。

ただし、当該建築物で1つの同一世帯の利用者のみに居宅療養管理指導を実施する場合は、利用者ごとに「単一建物居住者が1人の場合」の区分で算定する。また、「当該建築物で居宅療養管理指導を行う利用者数が、当該建築物の戸数の10%以下の場合」又は「当該建築物の戸数が20 戸未満であって、居宅療養管理指導を行う利用者が2人以下の場合」については、利用者ごとに「単一建物居住者1人に対して行う場合」の区分で算定する。

単一建物居住者の人数の考え方について②【共通】

例) 1階が2ユニットのグループホーム……Aユニット利用者:2名、Bユニット利用者:1名
2階～3階はマンション……………利用者:7名



2階のマンションの利用者数:7人

グループホームの利用者3人を含めた人数になるため、単一建物居住者10人以上の場合の区分で算定する。

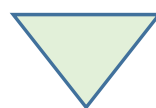
マンションの利用者7人

+

グループホームの利用者3人

=総計10人

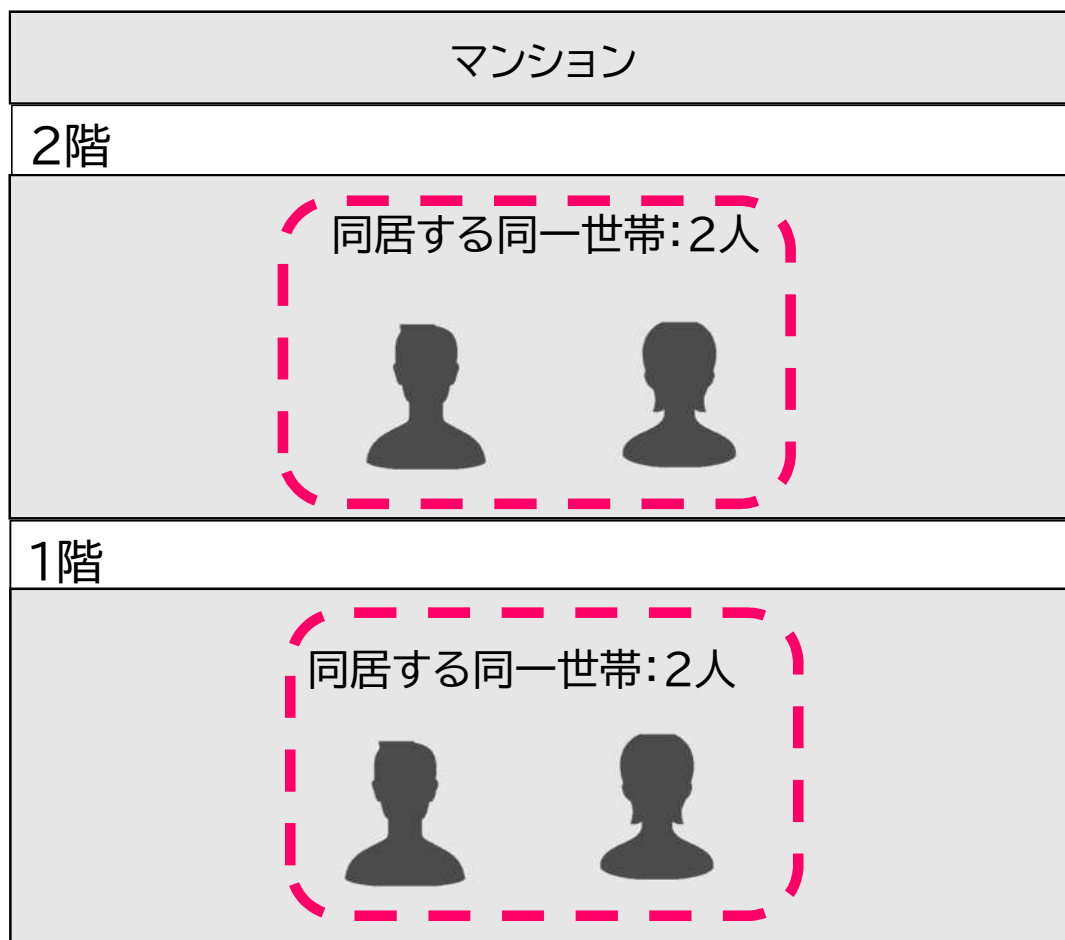
- ① 同一の集合住宅に、複数の「同居する同一世帯に居宅療養管理指導費の利用者が2人以上いる世帯」がある場合
- ② 同一の集合住宅に、「同居する同一世帯に居宅療養管理指導費の利用者が2人以上いる世帯」と「それ以外の利用者」がいる場合



それぞれ居宅療養管理指導を実施する予定の合計数に応じた区分により算定する。

単一建物居住者の人数の考え方②【共通】

例) 同じマンションに1階・2階それぞれ同一世帯の利用者が2名ずついる場合

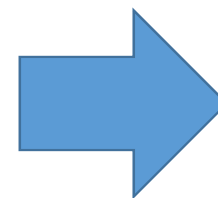
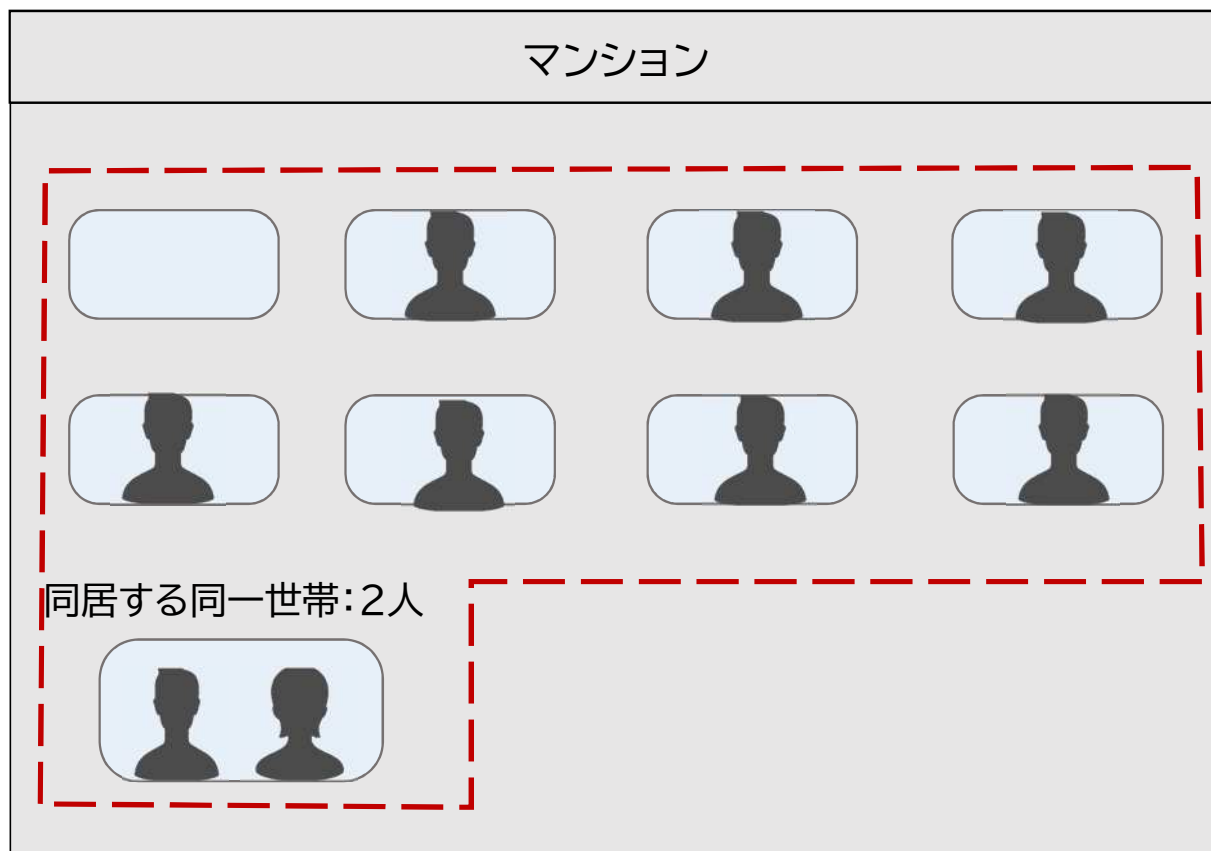


単一建物居住者2人以上9人以下の場合の区分で算定

1階の利用者2人
+
2階の利用者2人
= 総計4人

単一建物居住者の人数の考え方②【共通】

例) マンションの1階に同居の利用者2名、2階・3階に1人の世帯が8名



単一建物居住者10人以上の場合の区分で算定

同居の利用者2名
＋
1人の世帯の利用者8名
＝総計10名